

申請者が浄化槽法第 3 6 条第 2 号イからニ及びへからチまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類

浄化槽法第 3 6 条第 2 号に規定する欠格要件

- イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、この執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- ロ 第 4 1 条第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者
- ハ 浄化槽清掃業者で法人であるものが第 4 1 条第 2 項の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあった日前 3 0 日以内にその浄化槽清掃業者の役員であった者でその処分のあった日から 2 年を経過しないもの
- ニ 第 4 1 条第 2 項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- ヘ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項若しくは第 6 項の規定、第 7 条の 2 第 1 項の規定若しくは同法第 1 6 条の規定（一般廃棄物に係るものに限る。）又は同法第 7 条の 3 の規定による命令に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- ト 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条の 4 の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者
- チ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項又は第 6 項の許可を受けて一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者（以下「一般廃棄物処理業者」という。）で法人であるものが同法第 7 条の 4 の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあった日前 3 0 日以内にその一般廃棄物処理業者の役員であった者でその処分のあった日から 2 年を経過しないもの

申請者は、上記のいずれにも該当しないことを申し立てます。

年 月 日

住所

名前

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の名前)